平成20年12月橋本市議会定例会会議録(第6号)その3 平成20年12月19日(金)

(午前11時18分 再開)

○議長(中上良隆君)休憩前に引き続き会議 を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第14 請願第4号 コミュニティバス の路線拡充・利便性向上を求め る請願について

〇議長(中上良隆君)日程第14 請願第4号 コミュニティバスの路線拡充・利便性向上を 求める請願について を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長、12番 辻本君。

[12番(辻本 勉君)登壇]

O12番(辻本 勉君) それでは、委員長報告 を行いますが、まず、報告書の一部訂正をお 願いいたしたいと思います。中段なんですが、 橋本市コミュニティバス検討委員会と書いて あるところの行なんですが、橋本市コミュニ ティバス検討委員会 (仮称:橋本市地域公共 交通会議)とあるんですけども、この2つの 会議というか委員会については、別個のもの でありますので、橋本市コミュニティバス検 討委員会及び仮称:橋本市地域公共交通会議 という形に、ご訂正をお願いいたしたいと思 います。コミュニティバスだけでは結論とい いますか、国の許可がおりませんので、仮称 の、この橋本市地域公共交通会議を立ち上げ た中で、大きな見直し等につきましてはここ で議論いただいて、ここで結論を出していた だかなくてはなりませんので、訂正のほう、 よろしくお願いいたします。

それでは委員長報告を行います。

この請願第4号につきましては、昨年の12 月議会に請願を出されまして、1年間継続審 査となっておったわけでありますけども、今回、いろいろ1年間、委員の各位に大変研究等、調査等をやっていただきまして、ご苦労をいただきまして、今回、結論を出すということに至りました。

それでは報告をいたします。

去る平成19年12月13日の本会議において本委員会に付託され、継続審査となっている請願第4号 コミュニティバスの路線拡充・利便性向上を求める請願について を審査するため、12月12日委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

請願第4号の趣旨は、コミュニティバスを 含む公共交通機関が運行していない地域があ り、また、運行している地域でも便数が少な く、目的地まで時間がかかり利用しにくいた め、コミュニティバスの台数増によりコース と便数を増やし、利便性の向上を求めるもの である。

委員会では、本請願審査のため、これまで 6回委員会を開催し、並行して市当局、コミ バス運行事業者の南海りんかんバス株式会社、 本委員会正副委員長で構成するコミュニティ バス検討・検証準備会を立ち上げ検討し、ま た、総務委員全員で5日間バスに乗車し、実 態を把握するとともに、乗降客にアンケート 調査も実施し、議論を重ねてきた。

こうしたことを踏まえ、当局は、橋本市コミュニティバス検討委員会及び仮称:橋本市地域公共交通会議を立ち上げて、具体的なコミュニティバス運行計画の見直しを行い、方向性を定めたいとのことであるが、軽微な見直しと小規模な見直しを一日も早く実施してもらいたい。

次に、例えば、山内・平野ルートをはじめとする大幅な見直しは、調査・検証の観点から、増車・増便の早期必要性は高いと考える。市長は、以前から仮称:橋本市保健福祉センター建設時には、増車等について検討したい旨答弁もあったが、しかし、そのことに関係なく、請願と要望をかなえるべく早期実現に向けて検討願いたい。

また、この機に公共交通機関の充足されて いない地域を含めた市民の足を考える、抜本 的な見直しも視野に入れ、総合的に各種交通 機関の検討を願いたい。

なお、今回のアンケート調査での土日運行の要望が多くあり、休日運行については課題もあるが、土曜日の運行については、予算措置と若干タクシー業界への影響もあると思われるが、ある程度可能であり、期間限定で試行もやむを得ないのではないか。その他、各委員から出された意見を含め、後日行われる橋本市コミュニティバス検討委員会で十分検討されたい旨、総務委員会から要望した次第であります。

以上の観点から、採択すべきと決しました。 報告終わります。

○議長(中上良隆君) ただ今の委員長報告に 対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中上良隆君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。 討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中上良隆君)討論がないようですの

〇議長 (中上良隆君) 討論かないようですので、討論を終結いたします。

これより、請願第4号 コミュニティバス の路線拡充・利便性向上を求める請願について を採決いたします。

委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。 よって、本件は委員長報告のとおり採択と 決しました。

日程第15 請願第8号 燃料、肥料、飼料、 農業資材等の価格高騰に対する 緊急対策を求める請願について

○議長(中上良隆君) 日程第15 請願第8号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に 対する緊急対策を求める請願について を議 題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。 経済建設委員会委員長 6番 清水君。

〔6番(清水信弘君)登壇〕

〇6番(清水信弘君)委員長報告書。去る9月11日の本会議において本委員会に付託され、継続審査となっている請願第8号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願について を審査するため、12月15日委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成者はなく、不採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

記。請願第8号の趣旨は、燃料、肥料、飼料、ビニール類、段ボール等、農業資材の価格が短期間に高騰し、これら生産コストの上昇分が農家の出荷価格に反映されないため、農業経営に重大な打撃をもたらしている状況において、農家の苦境を緩和するための対策として、石油、肥料、飼料、農業資材の高騰分の補填を含む対策の実施及び原油や穀物への投機の規制実施の実現について、政府及び関係機関に対し、意見書の提出を求めるものである。

委員から、当局に対し、現在実施されてい

る対策について ただしがあり、国において、 肥料・燃油高騰対策緊急対策事業が実施され、 化学肥料の施用量や燃油の使用量を2割以上 低減する取り組みに対し、肥料費や燃料費の 増加分の7割が助成されるが、燃油について は、最近、価格が落ち込んでいるため、該当 者はないと思われる との答弁がありました。

請願紹介議員に対し、原油価格の下落に伴い、バイオ燃料用の穀物が余剰状況にあるとの報道もある中、原油や穀物への投機を規制する必要がなくなったのではないか とのただしがあり、最近の情勢から、原油や穀物の一部については規制の必要性がなくなりつつあると考えるが、他の穀物については、投機が食料自給率の低下に影響していることもあり、投機の規制は必要であると認識しているとの答弁がありました。

請願提出後、既に国において緊急対策が講じられており、また、原油の価格下落等により、原油や穀物への投機規制の必要性がなくなりつつある今日の情勢を考慮すれば、国に対し緊急対策を求める必要性は感じられないとの意見がありました。

以上、ご報告申し上げます。

〇議長(中上良隆君) ただ今の委員長報告に 対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

〔2番(阪本久代君)登壇〕

〇2番(阪本久代君)燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願を採択することに、賛成の立場で討論を行います。

原油や穀物価格が高騰している背景には、 地球の気候変動による生産の不安定化、途上 国の需要増、バイオ燃料ブームによるトウモ ロコシの爆発的な需要増などがあります。そ の上、投機によっても価格高騰を引き起こし ています。燃料、肥料、飼料、ビニール類、 段ボールなど、あらゆる農業資材の価格が短 期間に高騰し、農家経営に重大な打撃をもた らしています。

しかも、こうした生産コストの上昇分は、 農家の出荷価格に反映されないため、農家経 営に直接のしかかる状況になっています。肥 料・燃油高騰対応緊急対策事業は始まりまし たが、飼料や農業資材の高騰分の補償は含ま れておらず、農家の苦境は変わりません。政 府に対して緊急対策を求める必要があると考 えます。

全国市議会旬報第1706号によりますと、8 月1日から10月31日までに、87の市議会から 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に 対する緊急対策を求める意見書が採択された ということです。農家の苦境を緩和するため に、本請願を採択することに賛成をいたしま す。

○議長(中上良隆君) ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第8号 燃料、肥料、飼料、 農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求 める請願について を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

本件は採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中上良隆君) 起立少数であります。 よって、請願第8号は不採択と決しました。

日程第16 請願第9号 後期高齢者医療制 度の保険料の軽減を求める請願 について

○議長(中上良隆君)日程第16 請願第9号 後期高齢者医療制度の保険料の軽減を求める 請願について を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。 文教厚生委員会委員長 10番 平林君。

〔10番(平林崇行君)登壇〕

〇10番(平林崇行君)去る9月11日の本会議において本委員会に付託され、継続審査となっている請願第9号 後期高齢者医療制度の保険料の軽減を求める請願について を審査するため、12月16日委員会を開催し、慎重審査の結果、請願項目の1.制度の中止、廃止を政府に要求すること は賛成多数で採択すべきもの、2.当面、負担軽減のため、橋本市が和歌山県後期高齢者医療広域連合に対し支援金を拠出し、①保険料を引き下げること、②年間の年金額が18万円以下の高齢者については無料とするよう特別措置をすること は賛成少数で不採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

記。請願第9号の趣旨は、本年4月から実施された後期高齢者医療制度について、国民皆保険制度を実施する国で例のない差別医療であること、2年ごとに保険料を見直し、際限なく保険料を見直す仕組みであること、滞納者の保険証を取り上げ、資格証明書を発行するものであるため、1.政府に対し、制度の中止・廃止の要求、2.当面、負担軽減のため、橋本市が和歌山県後期高齢者医療広域連合に対し拠出金を支出し、保険料の引き下げ、年金年額が18万円以下の高齢者は無料となる特別措置を求めるものである。

委員から、紹介議員に対し、本制度の不備な点について、既に見直しされた点、また、国において議論を継続している点もある中、

制度そのものの中止・廃止を求める必要性はあるのか とのただしがあり、制度開始以後のわずかの期間で、これだけさまざまな見直しが行われた制度は例がなく、十分な審議がなされていないまま実施されたとの疑問がある。また、いくつかの見直しがなされているものの、年齢による差別医療など、根本的に解決には至っていないため、本制度の中止・廃止を求めることが市民の声であると考えているとの答弁がありました。

高齢者の保険料を引き下げた場合、どういった方法でその分を補填しようと考えているのか。本制度の仕組み上、若年層に負担増を求めることにはならないのか とのただしがあり、本制度を一旦廃止した上で、負担割合も含めて協議する必要があると考えているとの答弁がありました。

広域連合に対する支援金の拠出を求めているが、全国でそういった事例はあるのか とのただしがあり、広域連合に対する支援金の事例は把握できていないが、本医療制度の被保険者に対し、年額1万円の給付金を支給することで、高齢者の負担軽減を図っている自治体はある との答弁がありました。

請願項目に関する最近の情勢について ただしがあり、662の地方議会が本制度の廃止・見直しを求める意見書を提出しており、また、本制度に関した不服審査請求を申し立てた人が、全国で8,000人を超えている状況であるとの答弁がありました。

当局に対し、本制度の保険料と本制度への移行前に加入していた保険制度の保険料の比較について ただしがあり、窓口等でご相談いただいた個人ごとの比較は可能であるが、さまざまなケースが考えられるため、現在のシステムでは全対象者を比較することは難しい との答弁がありました。

討論に入り、賛成の立場から、世界的な大

不況への突入が懸念され、ばらまき的な政策が講じられようとする今日、本制度は、本当に困っている高齢者に大きな負担を強いるものである。また、包括払い制度により受けられる医療を制限されることなど、74歳までの方と比較して、明らかな差別医療を持ち込んでいることから、本制度を一旦廃止し、新しい制度を構築する必要があると考え、本請願の採択に賛成するとの討論がありました。

反対の立場から、少子高齢化が進む中、従来の保険、医療制度では運営できないため本制度が構築された経緯があり、制度上の不備な点は今後も引き続き見直しが必要であるが、制度の中止・廃止はさらなる混乱を招く。また、本市が広域連合に支援金を拠出すれば、橋本市民だけ負担を被ることになるため、本請願の採択に反対するとの討論がありました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長(中上良隆君) ただ今の委員長報告に 対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中上良隆君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

[2番(阪本久代君)登壇]

○2番(阪本久代君)後期高齢者医療制度の 保険料の軽減を求める請願について、賛成の 立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、今年の4月から実施され、12月15日には5回目の年金から保険料が天引きされました。この制度に対する怒りは今も大きいものがあります。第一に、75歳で線を引く年齢による差別医療であること。第二に、2年ごとに保険料を見直し、際限な

く保険料を引き上げる仕組みであること。第 三に、これまで高齢者は滞納しても保険証の 取り上げをしなかったのに、資格証明書の発 行の対象にしたことです。

制度そのものを廃止にすることが国民の願いです。しかし、同時に、滞納せざるを得ない高額の保険料は保険証の取り上げにつながりますので、保険料の軽減も必要であると考えます。

よって、本請願の採択に賛成をいたします。 〇議長(中上良隆君)ほかに討論する方あり ませんか。

7番 中谷和史君。

[7番(中谷和史君)登壇]

○7番(中谷和史君)後期高齢者医療制度の 保険料の軽減を求める請願について、一部採 択に反対の立場で討論をさせていただきます。

本制度につきましては、去る小泉内閣の頃、 共産党を除く与野党で、従来の保険制度では 破綻するということの中で、全会一致でもっ て、与野党の協力の中で採択された制度であ ります。確かに、その不備な点につきまして は、現在も見直しをされておるわけでありま すけれども、従来の保険制度でもたないとい う中で、また、確たる対案が出ていない中で は、制度の見直しで対応していくのが妥当で あると考えます。

これの廃止・中止を、対案の出ない中で、 次の案が出ていない中で廃止・中止をすることによる市民へのさらなる混乱ということを 避ける意味からも、私はこの今回の採択に反 対するものであります。

以上、反対討論といたします。

○議長(中上良隆君) ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第9号 後期高齢者医療制

度の保険料の軽減を求める請願について を 採決いたします。

委員長報告は、請願項目1の、制度の中止・ 廃止を政府に要求することについては採択、 請願項目2の、当面、負担軽減のため、橋本 市が和歌山県後期高齢者医療広域連合に対し 支援金を拠出し、保険料を引き下げること。 年間の年金額が18万円以下の高齢者について は無料とするよう特別措置をすることについ ては不採択とする、一部採択であります。

まず、請願項目1の、制度の中止・廃止を 政府に要求することについて採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中上良隆君)起立少数であります。 よって、本件は不採択と決しました。

次に、請願項目2の、当面、負担軽減のため、橋本市が和歌山県後期高齢者医療広域連合に対し支援金を拠出し、保険料を引き下げること。年間の年金額が18万円以下の高齢者については無料とするよう特別措置をすることについて採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

本件は採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中上良隆君) 起立少数であります。 よって、本件は不採択と決しました。